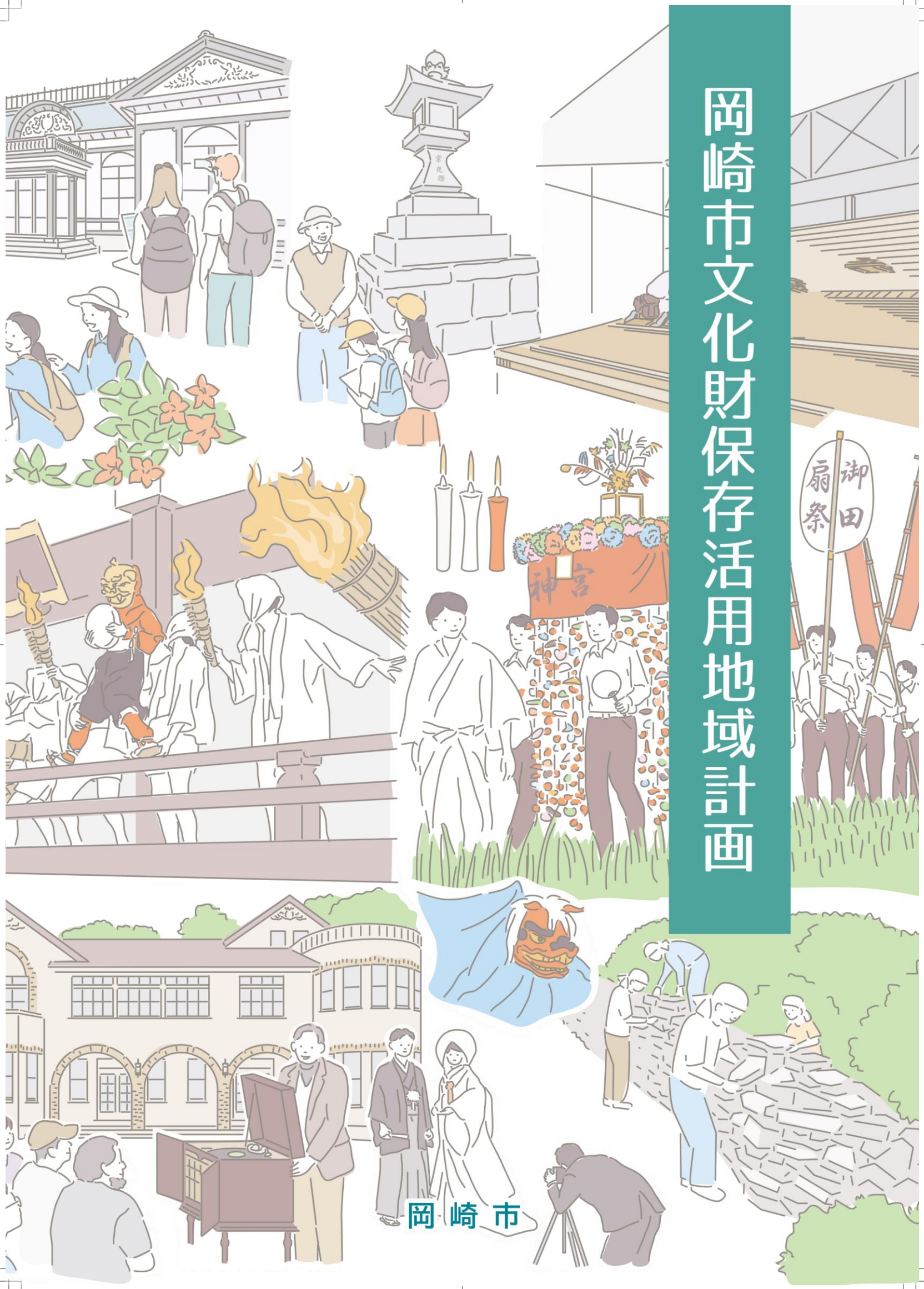


# 岡崎市文化財保存活用地域計画



岡崎市



# 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	3
1 作成の背景と目的 .....	3
2 基本理念 .....	4
3 保存・活用の方向性 .....	5
4 計画期間と関連計画 .....	8
5 作成体制 .....	16
<b>第2章 岡崎市の概要</b> .....	17
1 位置 .....	17
2 人口 .....	18
3 地勢 .....	19
4 産業 .....	24
5 本市特性と歴史文化資産を取り巻く状況の分析 .....	26
<b>第3章 文化財の概要</b> .....	28
1 文化財の指定及び登録の状況 .....	28
2 文化財行政の変遷と現況 .....	32
<b>第4章 計画作成に向けた把握調査</b> .....	33
1 把握調査の手法 .....	33
2 既往調査整理、歴史文化資産把握調査 .....	34
3 歴史的建造物等悉皆調査 .....	35
4 アンケート・ヒアリング調査 .....	36
<b>第5章 歴史的・文化的背景</b> .....	38
1 歴史的変遷 .....	38
2 自然的・文化的特性 .....	47
<b>第6章 歴史文化の特徴と関連文化財群</b> .....	58
1 歴史文化の特徴と関連文化財群 .....	58
2 岡崎市の歴史文化の特徴と関連文化財群 .....	62
3 文化財保存活用区域 .....	108

<b>第7章 保存・活用の基本の方針と措置</b> .....	109
1 措置の考え方 .....	109
2 現状と課題の分析.....	110
3 保存・活用の基本の方針と措置.....	129
<b>第8章 保存・活用の推進体制</b> .....	157
1 文化財保護主管課と関連する市の組織.....	157
2 文化財保護に関する機関等.....	158
3 関連団体.....	159
4 関連機関・団体との連携と体制づくり .....	161
5 計画の実施に向けた会議体.....	162

**文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針 文化庁**

**「保存と活用に関する基本的な考え方」**

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)と規定しており、保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱である。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱いに細心の注意が必要な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されることで継承が図られる文化財も存在する。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされることが必要である。また、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

また、文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関連している場合があるため、文化財そのものだけでなく、それを取り巻く周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していく視点も重要である。

このような文化財の適切な保存と活用の推進には、所有者や地域住民等の理解・協力が不可欠であるとともに、専門的な知見を有する職員や学芸員等による指導・助言など、地方公共団体の文化財担当部局や博物館等の果たす役割が極めて重要である。

なお、文化財によっては、信仰の対象・信仰の場となっているものや、日常生活の場となっているものが少なくないため、このような文化財の観光等の活用方策の検討に当たっては留意が必要である。

**計画中における徳川家康公の表記について**

生誕地としての歴史的、文化的背景を持ち、連綿と祭礼や顕彰活動が行われている本市の地域特性に鑑み、本計画では原則、徳川家康を「徳川家康公」として表記します。